

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

公的年金と税金

Q : 私は、長年勤めた会社を定年退職し、厚生年金をもらうことになったのですが、年金も給料と同じように所得税が源泉徴収されると聞きました。本当でしょうか。

A : 厚生年金の受給額が一定額以上であれば、源泉徴収の対象になります。

【解説】

老齢厚生年金や老齢基礎（国民）年金などの公的年金も、雑所得として課税されます。

公的年金等にかかる雑所得は、その年中の公的年金等の収入金額から、受給者の年齢や公的年金等の収入金額に応じた公的年金等控除額を控除した残額に対して課税されます。

公的年金等の源泉徴収は、年間に受け取る年金額が178万円（65歳未満は108万円）以上であれば、各支払期に支払われる年金額から源泉徴収されることとなります。

ただし、毎年11月に社会保険庁から送られてくる「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しておけば、源泉徴収時に公的年金等控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、障害者控除が受けられますので、一定金額に満たなければ、源泉徴収は行われないこととなります。

なお、年金の受取額が多く、源泉所得税が徴収されている人は、公的年金等以外の所得が赤字であるとか、あるいは社会保険料控除、生命・損害保険料控除、医療費控除、雑損控除、寄付金控除などの適用があるような場合、確定申告により還付を受けられる可能性があります。

